# 日本の中小企業政策に関する基礎的考察

# 川 上 義 明

はじめに

- 1. 政策一般と中小企業政策の位置づけ
- 2. 諸政策と中小企業政策
- 3. 中小企業政策の理念
- 4. 「新中企法」における中小企業政策の体系
- 5. 中小企業政策の決定過程
- 6. 中小企業政策の実施機関 かすび

## はじめに

2008年9月のリーマン・ショック以降の経済的混乱,デフレ傾向に対して、 景気浮揚策として先進諸国では、各国中央銀行が金融緩和策をとり、大量の 資金供給を行っている。この資金供給で余剰資金が生まれ、これが高金利の 発展途上国に流れ込んでいる。その上、国際的な為替安競争から、新興国も 為替介入を行い自国通貨の上昇を食い止めてきた。これによっても金融緩和 的現象が起きている。かくして、見えてくるのが途上国の資産バブルやイン フレ傾向である。つまり、世界経済の中に「デフレ傾向の先進諸国」と「イ ンフレ傾向の発展途上諸国」が共存しているということである。

そうした中、各国で中小企業への関心が高まっている。具体的には雇用の 担い手としてはもちろん地域経済圏(ないしは産業クラスターやネットワーク)における中小企業や産業競争力の担い手としての中小企業に関心が高 まっている。これらの検討については、すでに他の研究者による蓄積がある<sup>1)</sup>。

ひるがえって、日本はこれまで歴史上人類が経験したことがない(どの国も経験したことがない)社会・経済構造の変化の真っ只中にある。すなわち、戦争があったわけでも、食料不足で飢餓に襲われたわけでも、重大な病気に襲われたわけでもないのに、人口が減少するという経済社会に入っていこうとしている。かつ、医療の高度化とも相まって、高齢化がいよいよ進行している。少子高齢化社会とはこれまでよく言われたが、最近ではこうした様々な要因が絡まった事態が「日本病」(Japan Syndrome)と呼ばれることもある。

急速な人口減少と少子高齢化は、「生産年齢人口」(15~64歳)の減少に直結し、かつ生産人口の構成にも大きな変化を及ぼしている。これらは、経済成長や国際競争力の低下にも影響を及ぼすかもしれない<sup>2)3)</sup>。このことは、中小企業の雇用数を減少させる可能性があるし、また現在進行中の中小企業の経営者数の減少(後継者不足)をいよいよもたらすであろう。

1990年頃を境として、企業の開業率が廃業率を下回るという、それまでとは異なった「逆転」現象が起きたが、これは2000年代に入っても解消せず、企業数全体が減少するという事態が続いている<sup>4)</sup> 一 廃業率の高止まりと開業率の低下傾向。かつて、米国商務省がそう呼んだ「日本株式会社」(Corporate Japan, Japan Inc.) と言われた時期とは状況が大きく異なっている<sup>5)</sup>。

<sup>1)</sup> ちなみに、最近の欧米の中小企業政策については、三井逸友 [1995年]、[2000年]、[2007年]、渡辺俊三 [2010年] を参照。

<sup>2)</sup> 本年報じられたのが、国内総生産(GDP)でみて、昨年中国が初めて日本を抜くことが確実になったということである(『日本経済新聞』、2011年1月20日付夕刊)。日本は42年間という長い間、保ってきた世界第2位の「経済大国」の座を中国に明け渡すことになる。

<sup>3)</sup> ただ, 持続的な経済成長を考えた場合, 人口の増加よりもイノベーション (技術進歩と言ってもよい) という要素が重要なのかもしれない。

<sup>4)</sup> 付表も参照。

ところで、各国において中小企業は大量にかつ広範な分野に存在しており、中小企業の重要性は日々、世界的に高まっている。中小企業の経済的役割のみならず社会的・文化的役割を反映して各国の問題意識や政策上の関心によってそれぞれ異なった複雑にしてかつ多種多様の政策が各国で施行されている<sup>677</sup>。

そうした中、日本では、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である。」として、中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにすべく、新しく「中小企業憲章」が2010年6月18日、閣議決定された<sup>8</sup>。

これまでもそう言われてきたし、筆者もそう考えるのだが、日本は東日本大震災(「3.11大震災」:2011年3月11日)の経験からして今日においても、中小企業政策の先進国である。そこで、小稿では日本の中小企業政策を中心にみておきたい。

<sup>5)</sup> すなわち、政官財が一体となった国際競争力の強化が行われていた時期という意味である。この時期、日本では欧米先進国をモデルとして(手法ないしは理論としては認識されていなかったが、ベンチマーキングを利用してと言ってもよいが)、それら諸国にキャッチアップすることが1つの目標とされた。よく「エコノミック・アニマル」と批判ないしは揶揄されたが、欧米諸国へのキャッチアップのいわばベースが企業の経営者や従業員、行政その他、欧米に追いつけ追い越せと言う、気概、アニマル・スピリットに求められたこともあった。

なお,とくには政府(行政)・企業による新興国市場での競争上の優位性から,韓国経済を指して,かつてのそれとは区別して「新韓国株式会社」という呼び方もみられる。

<sup>6)</sup> 福島久一 [2002 年], 14ページ。なお,世界各国の中小企業施策の概観については,先述の三井逸友 [1995 年], [2000 年], [2007 年],渡辺俊三 [2010 年]のほかに,寺岡 寛 [1990 年],黒瀬直宏 [2006 年], $6\sim19$ ページ,中小企業基盤整備機構 [2007 年] 等を参照。

<sup>7)</sup> その差異がどのような指標で現れるかを例えば福島久一教授が述べているところを参考にして列挙すれば以下のとおりである。

①社会経済的状況の均質性,②経済の発展段階,②国・地域別政策理念・目的・目標と政策手段および政策策定過程,③経済民主主義の成熱度,④個別分野の施策(プログラム)別・産業別・課題別・地域別中小企業政策と自営業者対策といった階層別・個別事業(プロジェクト)等々である——福島久—[2002年],20ページ。

## 1. 政策一般と中小企業政策の位置づけ

政策とは政府(中央政府:国,地方自治体:都道府県,市町村,区等のいわゆる行政)や各種組織,企業または個人の今後の進むべき方策や方針,態度(考え方の現れ)のことであるといってよいであろう。政策は目的を合理的に追求し、実現するために不可欠である。その内容や性質が公共的なものであればこれが公共政策(public policy)と呼ばれる。政策はその対象によって、広くは政治、外交、安全保障、(歴史的には)殖民、教育、交通、社会政策、経済、産業、貿易そして企業等々の分野を考えることができるであろう。。

ところで、われわれが住んでいる経済社会は、自由競争を原則としているから、政府からの規制やサポートはないのが建前である。では、政府は公共政策の一環として、何故に政府の資金を使い、中小企業に対して一定の政策を実施するのであろうか。

中小企業政策は1つには中小企業の発展を促進する政策だが、公共政策の 観点から言えば、私的利益を追求する中小企業の発展それ自体は目的となら

<sup>8)</sup> この「中小企業憲章」の下敷きになっているのは、2000年6月、サンタ・マリア・ダ・フェイラ(ポルトガル)で開催されたEU理事会で採択された「ヨーロッパ小企業憲章」(European Charter for Small Enterprises)である — 解説および原文、訳文は、手近なところでは、中小企業家同友会のホームページを参照。

ちなみに、EUでの定義では、「中小企業」(Small and Medium-sized Enterprise)とは、「従業員数 250 人未満、年間売上高 5,000 万ユーロ以下または総資産額 4,300 万ユーロ以下で、他の大企業に資本または経営権の 25% 以上を保有されていない企業」とされている。

さらに、この「中小企業」のサブカテゴリーは、中企業(従業員数  $50\sim249$  人)、小企業(同  $10\sim49$  人)、マイクロ企業(同  $1\sim9$  人)となっているから、厳密に言えば、この憲章は小企業(従業員数  $10\sim49$  人)を対象とした(あるいは小企業に限定した)憲章ということになる。

<sup>9)</sup> その他, 筆者が思いつくだけでも, 環境政策, エネルギー政策, 科学技術・情報政策, 通商政策, 金融政策, 労働政策, 地域政策, 都市政策, 福祉政策, 自治体政策, 開発援助政策といった政策がある。

ないであろう。黒瀬直宏教授がみるところ、中小企業がその発展を通じて経 済・社会の健全な発展に重要な役割を果たすからこそ、政府は中小企業を支 援するのである10)。

中小企業に対する支援は公共性を持ち、それが認知されたからこそ中小企 業政策は世界的に広まったと考えてよいであろう。上で. 「日本は中小企業 政策の先進国である | と述べたが、近年の欧米やアジア諸国の動きをみると、 政策においてやがて日本はこれらの諸国にキャッチ・アップされ、抜き去ら れるかもしれない。

もう1つにはややネガティブな視点からの政策である。地球環境の問題な ど、中小企業を規制せずしてはサステナブルな(持続可能な)経済発展が望 めないということがある。

それでは、まず中小企業政策の公共性の根拠となる中小企業の役割とは具 体的には何なのだろうか。

中小企業は、①経済的な役割を果たし、②また社会的な役割を果たしてい るのだが、ところでこうした役割を果たそうにもそのままでは中小企業はそ の役割を果たせず、あるいは成長・発展していけず、抑制(あるいは制約) を扫わされている場合も少なくはない。「成長・発展性」と「問題性」とい う2つの側面を中小企業は持っている。そこで、こうした中小企業であるが ゆえの課題を解決し、中小企業の成長・発展に結びつく条件を整える政策が 必要となると考えることができるであろう。

## 2. 諸政策と中小企業政策

日本における中小企業政策については、例えば、黒瀬直宏教授は、1884 (明治17) 年頃にまで遡ることができるとしている。すなわち、松方デフレ

<sup>10)</sup> 黒瀬直宏「2006年], ivページ。

政策により農産物の価格が大きく下がり、在来工業が市場としていた農村が 疲弊し、そのため、輸入工業品と移植工業による圧迫、封建的保護統制の消滅による過当競争、このような状況に陥っていた在来工業の経営難がさらに 激化、粗製濫造、廉価投げ売りが普通となったときである<sup>11)</sup>。

中小企業政策の本格的展開は戦後,1948(昭和23)年に中小企業庁が設立されてからのことである。とはいえ、中小企業政策が体系化されたのは、これよりも遅れて1963(昭和38)年に「中小企業基本法」(以下「基本法」と言う)が制定されてからのことであった。

中小企業政策と最も関連した政策分野が経済政策と産業政策であるが、その他貿易政策、労働政策、雇用政策、社会政策(福祉政策)、地域政策といった各種政策分野と中小企業政策は相互に結びつき、また重なり合っている。 独占禁止政策(競争政策、反独占政策)の対象ともなり得る<sup>12</sup>。

例えば、上野紘教授のように、その機能上、中小企業政策を経済政策と社会政策がミックスされた存在(=混在)とする見方もないわけではないが<sup>13)</sup>、ここでは中小企業政策を独自の(専門化した)政策と理解することにしよう。その上で経済政策、産業政策、独占禁止政策、社会政策という4つの政策に限定して中小企業政策と関連するところをみてみよう。

## (1) 経済政策と中小企業政策

経済政策とは、特定の経済的成果を維持しようとする、または変更しようとする、経済現象に対する政策である<sup>14</sup>。経済政策の内容は、財政、産業 (農業、工業、商業、サービス業)、貿易、労働(雇用)、金融、為替、独占

<sup>11)</sup> 同上書, 3~4ページ。なお, 有田辰男 [1997年], 10ページ, も参照。

<sup>12)</sup> 福島久一「2002年], 18ページ。

<sup>13)</sup> 上野 紘 [1998年], 306ページ。

<sup>14)</sup> 新野幸次郎「経済政策」,大阪市立大学編『経済学辞典』,岩波書店,1992年,320ページ。

禁止、インフラストラクチャー等々、多岐にわたる。言ってみれば、これら の諸領域と大きく関連するのが中小企業であり、さらに言えばこれらの多く の領域を作り上げているのが(無論大企業もそうであるが)中小企業である といってよいであろう。中小企業政策が経済政策の一部をなす、あるいは経 済政策と重なる部分を持つ所以である。

ちなみに、港湾、空港や道路、鉄道の整備など、インフラストラクチャー を整備しようという経済政策は、建設に当たって新規に需要が生み出される ことや利用による便益に加えて運用に関連する各種サービスが生まれること 等々、一国経済にとっても中小企業にとってもプラスに作用するであろう。 その意味で経済政策と中小企業政策は重なる部分を持つ。

これとは逆に、かつて加藤誠一教授が指摘したように、経済政策を実施す ることが中小企業自身に不利益をもたらすことがあることがある(例えば公 害防止政策や従業員の福祉を向上させようとする政策)。この場合、経済政 策ではあっても中小企業政策とは言えまい。もう1つには,中小企業を保護 しようとする政策が国民経済にとっては言わばマイナスに作用することがあ る<sup>15)</sup>。

であるとすれば、この場合には中小企業政策は経済政策とは相容れないこ とになる。その意味で中小企業政策は経済政策と区別されるあるいは区別し なければならないということになる。

#### (2) 産業政策と中小企業政策

産業政策は経済政策の一部をなしているが、中小企業政策とも関わりが大 きい。中小企業はいろいろな産業を成り立たせている(あるいは新規産業を 成り立たせる可能性を持っている)。日本では高度成長期以降、産業政策と

<sup>15)</sup> 加藤誠一 [1977年], 3ページ。

中小企業政策との関わりが大きくなった。かつて、産業政策は、日本経済の 先進国水準への到達を目標とした「キャッチ・アップ政策」であった。当時 の産業政策は、新産業創出に向けて保護・援助に重点を置くという競争抑制 的側面の強い政策であった<sup>10</sup>。

二重構造論の観点に立った中小企業近代化政策は、中小企業振興政策となって、成長する大企業と中小企業との生産面での格差を縮小し、日本産業の構造的弱点を補正しようとすることを課題とした。中小企業政策は、産業政策の色彩を強めていったのである。とはいえ、新産業創出政策とは逆に繊維産業でみられたように構造改善をも進めるという産業調整政策を特徴とする時期もあった。1980年代の知識集約化政策も、産業政策として開始されたが、大林弘道教授がみるところ、むしろ中小企業政策としてより大きい意味を持った。研究開発やデザイン開発は必ずしも規模の経済性によらず、中小企業にも適する分野が豊富だとみられたからである「つ。ハイテク分野を担うベンチャー・ビジネスの出現もあってのことであった。

#### (3) 独占禁止政策と中小企業政策

主要な企業が市場に対して独占的・寡占的な構造をなすようになると,競争が制限され,価格が下方硬直性を帯びるなど,中小企業は(広くは消費者は)競争制限的な影響を受けやすくなる。そこで,こうした企業行動を抑制しようと反独占政策が重視されることになる。また,自由競争が好ましいと考えられた場合,中小企業の競争力の向上が主要な政策目標とされるようになる<sup>18</sup>)。

下請関係として, 大企業と中小企業との間で不公正な取引関係がみられる

<sup>16)</sup> 大林弘道 [1996年], 268ページ。

<sup>17)</sup> 大林弘道「1996年], 269ページ。

<sup>18)</sup> 加藤誠一 [1977年]、4~5ページ。

とすれば、親企業の下請企業に対する取引を公正ならしめ、下請企業の利益を保護しようとする政策がとられることになる(下請代金支払遅延等防止法)。また、大企業と下請中小企業間の取引関係を改善して、自主的な経営ができるように下請中小企業の振興を図る政策がとられることもある(下請中小企業振興法)(編注)。

(補注)なお、かつて佐藤芳雄教授は、「今日の独占資本主義体制のもとで、『独 占』を禁止し、競争原理を導入し競争促進をはかるといっても、それは歴史 の歯車を人為的に逆転させようとする、ドン・キホーテではないか。むしろ 強大な独占資本の行動のほんの一端の末梢的現象について規制することに よって、支配体制そのものを隠蔽する、『イチジク』の葉にすぎない」と反独 占政策に対して悲観論や絶望感、不信感が持たれていると指摘している「<sup>9</sup>)。

このように、中小企業政策が独占禁止政策とが重なりあう部分や交点を持つ場合がある。

#### (4) 社会政策(福祉政策)と中小企業政策

中小企業の賃金水準が低すぎたり、労働時間が長すぎたり、休日が少なすぎたりすることがあるかもしれない。加えて、中小企業において法定福利であっても不満足なものとなり、法定外福利にあっては導入されないかもしれない。しかして、中小企業政策は社会政策(福祉政策)と関わらざるをえなくなる。

大林弘道教授は、中小企業(それも規模のとくに小さい中小企業)の従業 員のみならず経営者について次のように言っている。「中小企業の零細性、 あるいは自営業者の膨大な存在は、労働者と共に働く中小企業経営者の存在 からして、いわば労働者性によって、〔中小企業政策の〕社会政策的施策の

<sup>19)</sup> 佐藤芳雄「1977年], 34ページ。

根拠は明白|20)であると。

また、滝澤菊太郎教授がかつて指摘したように、中小企業の経営が不安定で中小企業の陶汰が起きる場合、中小企業の経営難を最小限に食い止め、社会的動揺をできるだけ小さくするという理由から社会政策的な中小企業政策がとられることになる<sup>21)</sup>。

これとは別に、加藤誠一教授は、中小企業は国民生活に必要な存在として、 従業員福祉の向上に努める社会的責任があると言う。そのため中小企業は従 業員福祉の向上に対応するような企業体質を作り上げる必要があると<sup>22)23)</sup>。 そこで、もし中小企業が自らそれをなそうとしてもなしえない場合には、政 府による社会保障の強化(社会政策)が必要になってくる。

このように、社会政策(福祉政策)と中小企業政策が重なる部分を持つことがある。

## 3. 中小企業政策の理念の変化

一般に人や組織が目的を立て、なんらかの行動・活動を行う場合には、やみくもに、野放図に行うことはない。なんらかの基本的な考えに基づいて行動するであろう。人々や組織体の「事業・計画の根底にある根本的な考え方」が理念といわれる(『広辞苑』、第5版)。

ある政策主体がなんらかの政策を実施する場合,最も基本となる考えを政 策理念ということができよう。中小企業政策においてもそれを立案,実施す る場合、理念(=中小企業政策理念)が必要となるであろう。

ところが,これまでの中小企業政策理念は一定であったわけではなかった。 以下,日本における中小企業政策の理念の変化についてみておこう。

<sup>20)</sup> 大林弘道 [1996年], 270ページ。[ ] 内は筆者による。

<sup>21)</sup> 瀧澤菊太郎 [1964年], 230ページ。

<sup>22)</sup> 加藤誠一「1977年], 8ページ。

<sup>23)</sup> 加藤誠一 [1977年], 8~9ページ。

## (1) 戦後の中小企業政策の理念

昭和20年代の経済復興段階における中小企業政策は、伝統的な金融対策と 商工協同組合による組織化対策を主としており、中小企業の救済・保護を政 策理念としていた。

金融面では、すでに戦前の1936年に設立されていた商工組合中央金庫(現株式会社商工組合中央金庫)の強化や新しく国民金融公庫が設立され(1949年。現株式会社日本政策金融公庫)、また1950年には「中小企業信用保険法」が、1953年には「信用保証協会法」が成立した。同1953年には中小企業金融公庫(現株式会社日本政策金融公庫)が設立された。中小企業に対する信用補完の点から中小企業金融政策が拡充されていったのだが、救済的な保護政策であった。

ところで、「中小企業庁設置法」(1953年)に基づいて、当時の通商産業局の外局に中小企業庁が設置されることになった。同法の第1条から理解できるのだが<sup>24</sup>、「反独占政策による経済民主化の一環として中小企業を育成する」という政策理念を伺い知ることができる。

#### (2) 「旧基本法」における政策理念

昭和30年代以降の高度成長過程で、中小企業政策の理念は適応助成政策を 中心とした理念に転換していった。

この時期,成長が著しかった大企業と中小企業との間で格差の拡大がみられるようになり、「経済の二重構造」が問題提起された。当時の消費者物価の上昇、若年労働力不足、国際競争力強化の必要等とならんで、中小企業を

<sup>24)</sup> すなわち、同法第1条において、「この法律は、健全な独立の中小企業が、国民 経済を健全にし、及び発達させ、経済力の集中を防止し、且つ、企業を営もうと する者に対し、公平な事業活動を確保するものであるのに鑑み、中小企業を育成 し、及び発展させ、且つ、その経営を向上させるに足る諸政策を確立することを 目的とする」とある。

「近代化」して高度成長への適応を促進するための政策的対応がみられることになった。

改正される前の「基本法」(1963年。以下,1999年に改正される前の「基本法」を「旧基本法」と改正後の「基本法」を「新基本法」と呼ぶ)では,政策目標を「国民経済の成長発展に即応し,中小企業の経済的社会的制約による不利を是正するとともに,中小企業の自主的な努力を助長」するとしている。理念法として中小企業政策の法的根拠を示しているといってよいであるう。

これから、中小企業政策の理念が「不利是正政策」と「格差是正のための 適応助成政策」という2本の柱をなしていることが分かる。これをもとに中 小企業政策は体系化されていった。

#### (補注)「中小企業近代化促進法」(近促法) について

「旧基本法」に基づいて様々な法律が作られ、中小企業政策が具体的に展開されていったが、このうち、「旧基本法」と同時に、「中小企業の経済的社会的制約による不利を是正」するということを指向し、中小企業の近代化を促進すべく、制定されたのが「中小企業近代化促進法」(1963年。近促法)である<sup>25</sup>。その後、この「近促法」による適応助成政策が政策の主流となっていったといってよいであろう。

なお、「近代化」とは、ある辞書によれば、「①(封建時代から近代に移る時代において)国家・社会・文化が、以前より市民的・合理的なものに変わること。②(現代において)考え方・処し方で後れていたものが、科学的・現代的なものに変わること」とある(『岩波国語辞典』)。

また,『中小企業施策のあらまし』では,「中小企業の近代化とは,個々の中小企業の企業内部における設備,経営等の近代化のみならず,企業間にお

<sup>25)「</sup>中小企業の従業者の経済的社会的地位の向上に資する」ことの内容として、「旧基本法」においては「中小企業とは『過少過多(企業規模が小さく、企業数が多すぎる。)』であり、『一律でかわいそうな存在』として認識されていた。また、中小企業で働く労働者は社会的弱者であり、こうした者に対して社会政策的な施策を講ずるべきであるとのスタンスで政策が講じられてきた。…このような認識のもと、旧中基法は、中小企業と大企業との間に生産性・賃金等に存在する『諸格差』の解消を図ることを政策理念としていた」― 中小企業庁編 [1990 年]、3 ページ。

けるさらには業種間における諸関係を含めて総体としての中小企業層の近代化を意味する広い概念」であるとし、「わが国の中小企業は総体的にみて、多分に前近代的な性格から脱却しえない面を残しているので、このような前近代性を払拭して近代的な中小企業層を確立することが中小企業の近代化の本旨」であるとしている<sup>20</sup>。

さらに、具体的には、ある実務家は「近代化」を次のようにみている。すなわち、製造業の場合、優秀なデザイナーを雇い入れ、原材料を有利に仕入れ、品質管理に意をつくし、新鋭の機械設備を用い、製造工程を能率的なものに変え、原価低減に努め、もって他企業に比べて斬新なデザインの、品質のよい、低価格の製品を生産し、販売することである。また、商業の場合には、店舗を改装し(店構えを新しくし)、店員を教育・訓練し、店員の接客態度を改め、商品知識を高める。総じて、これまで無関心であった会計処理や労務管理など、経営面や技術面を高めることであると<sup>27</sup>。

このように、「近促法」は、遅れた前近代的な中小企業を業種を定めて近 代化させることを理念としていたのである<sup>28</sup>。

## (3) 「旧基本法 | から「新基本法 | 間の中小企業政策理念

1963年に「旧基本法」が公布・施行されてから1999年に改正されるまでの36年間は、中小企業政策の理念は「旧基本法」のそれ(2本の柱=不利是正政策と格差是正のための適応助成政策)をベースとしていた<sup>29</sup>。

ところで、「旧基本法」においても「新基本法」においても中小企業政策 審議会が置かれ、中小企業政策の施行に関する重要事項を調査審議すること になっている。

中小企業政策審議会は、「今後の中小企業政策のあり方について」(1969年

<sup>26)</sup> 中小企業庁編「1964年], 547ページ。

<sup>27)</sup> 北村 保 [1963年], 28~30ページ。

<sup>28)</sup> つまり、すべての中小企業を満遍(まんべん)なく助成するのではなく、産業構造の高度化の目的に沿わない中小企業を業種別にその問題点を明らかにし、問題の重要性、緊急性、施策効果の大小、業界の近代化意欲、政策需要能力等に照らして、集約的に中小企業の近代化を図ろうという理念であった — 上野 紘 [1998年]、311ページ。

<sup>29)</sup> 以下, 本項の叙述は, 中小企業庁編 [1972 年], および中小企業庁編 [1980 年] による。

12月)において、中小企業は経済成長の過程でバイタリティと適応力を持ち、 十分な発展可能性を持っているが、そのためには中小企業が直面する問題を 1つひとつ解決していく必要があると、「旧基本法」における「不利是正政 策理念」にもとづいた主張をした。また、大企業との間で、欧米の中小企業 と比較しても弱点があるという「旧基本法」における「格差是正のための適 応助成政策理念」も主張した。

次いで、中小企業政策審議会は、「70年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について」(1972年8月)で、高度成長過程において成長型中規模企業(中堅企業)やベンチャー・ビジネスもみられ、中小企業に対していたずらに保護的施策はすべきではないと、旧中小企業基本にみられた「不利是正政策理念」に基づいた主張をした。また、小規模企業における格差をも認め、「旧基本法」にみられた「格差是正のための適応助成政策理念」も強く感じられた。

さらに、中小企業政策審議会は、「1980年代の中小企業政策のあり方と中小企業政策の方向について」(1980年7月。以下、「1980年意見具申」と言う)において、中小企業を「活力ある多数(派)」(バイタル・マジョリティ)としてあるいは中間技術に対する中小企業の役割を積極的に評価しようとし<sup>30</sup>、旧基本法」でみられた不利是正政策理念を強調している。

他方,経営基盤が脆弱な小規模企業においては,経済計算に立つ合理的な企業能力をいっそう育成・助長すべきだと,「旧基本法」における「格差是正のための適応助成政策理念」にもとづいた主張が「1980年意見具申」でもみられるのである。

<sup>30)</sup> ここで「活力ある多数(派)」という表現は、米国中小企業庁設立 20 周年記念 論文集に依拠してのことであろう。以下を参照。Deane Carson, [1973]. 邦訳書, 1978 年。また, ここで「中間技術」といっているのは、シューマッハーによってのことであろう。以下を参照。E. F. Schumacher, [1973]. 邦訳書, 1986 年。

以上から分かるとおり、「旧基本法」が改正されるまでの36年間において、中小企業政策理念は、産業構造の変化等をにらみながらも、「旧基本法」における「2本の柱」(不利是正政策と格差是正のための適応助成政策)を政策理念としていたのである。

## (4) 「新基本法」における中小企業政策の理念

「新基本法」では、中小企業は「我が国の経済の基盤を形成しているものであり」、中小企業は「新たな産業を創出し、就業の機会を増大させ、市場における競争を促進し、地域における経済の活性化を促進する等我が国経済の活力の維持及び強化に果たすべき重要な使命を有する」から中小企業の「多様で活力ある成長発展が図られなければならない」という基本理念を示している(第3条)。

画一的に中小企業を弱者と位置づけるのではなく、「旧基本法」における「格差の是正」から「多様で活力ある独立した中小企業の育成・発展」を図るものへと基本理念が変えられた。弱者として、画一的なマイナスのイメージで捉えるのでは不適切で、これからの中小企業は、機動性、柔軟性、創造性を発揮し、日本経済のダイナミズムの源泉として、また自己実現を可能とする魅力ある雇用機会創出の担い手として、その役割が期待されているのである³¹¹。

## (5) 理念と現実の政策との乖離

こうして、日本の中小企業政策は少なくとも理念的には保護温存救済的性格の強いもの(格差是正)から中小企業の育成・振興へと積極的な側面が重視されるようになっていったことが理解できよう。ここで、「少なくとも理

<sup>31)</sup> 中小企業診断協会編 [2001 年], 5ページおよび中小企業庁編 [1990 年], 11ページ。

念的には」と筆者が断わったのは、現実には中小企業政策において、格差是 正が21世紀の今日においても、否定されてはいないからである。

このことは、中小企業が一面では発展の可能性を持っており、同時にもう 一面では、問題性をもっているという「二面的性格」を今日においても持っ ていることの証方であると言えよう。

中小企業の中には業績の良好な企業も少なくないが、発展・成長している 中小企業にとってもそれを制約している課題、すなわち解決すべき問題があ るかもしれない。その一方で、問題性故に経営破綻を迎える中小企業もある。

かくして、中小企業政策の理念と現実の政策との間に乖離がみられざるを 得ないのであり、中小企業の「二面的性格」を考えるとこれからも、この乖 離はあり続けるであろう。

## 4. 「新中企法」における中小企業政策の体系

前節でみたとおり、「旧基本法」から「新基本法」へと政策理念の変更を受け、政策の体系とその意味付けが変わった。とはいえ、「基本法とは政策立案の基本理念を示すものにすぎず、経済情勢に応じて実施される具体的政策が直接、基本法と連動するものではない」320という指摘も目にすることができるが、ともあれ、「新旧基本法」における政策体系を比較・検討することにも意味がないわけではないであろう。以下、片手落ちは承知の上で、紙幅の都合から、「新基本法」における政策体系のみについてみておこう(Millis)。

(補注) 中小企業政策(施策)を「体系」として理解するのではなく,「類型化」「分類」する試みも行われている。ちなみに,黒瀬直宏教授は,「施策の狙い」という観点から,以下のように分類している。

<sup>32)</sup> 安田武彦 [2008年], 2ページ。

- ①基礎的施策:金融対策,組織化対策,指導(経営支援)事業
- ②適応策:產業育成的適応策,產業調整的適応策
- ③不利是正策:競争政策的不利是正策, 競争制限的不利是正策
- ④創業·新規事業支援策
- ⑤保護策:所得均衡策,経営安定策
- ⑥小規模企業対策

「新基本法」では、「独立した中小企業の多様で活力ある成長発展」を図るという基本理念を実現するために、①「中小企業の経営の革新及び創業の促進」、②「中小企業の経営基盤の強化」、③中小企業の「経済的社会的環境の変化への適応の円滑化」の3つを基本方針としている(第5条)。

以下,『新中小企業基本法 — 改正の概要と逐次解説 — 』をも参考にしながら,「新基本法」における中小企業政策の体系をみてみよう(図表)。

## (1) 経営の革新および創業の促進

「新基本法」は、中小企業における経営の革新や創造的な事業活動、また新しく企業が生まれることによって、国民経済において新たな価値を生み出される蓋然性が高くなる。したがって、これらの革新や事業活動また新規創業を積極的に支援することが経済全体を活性化することにつながるとみている。そこで、これらに対する阻害要因を取り除くための施策が必要であるとして、「新基本法」では「I中小企業の経営の革新及び創業の促進」について、①「経営の革新の促進」(第12条)、②「創業の促進」(第13条)、③「創造的な事業活動の促進」(第14条)の3つの施策を講じるとしている(論注)。

(補注) ①「経営の革新の促進」とは、「旧基本法」のようにある一定の方向を定めて (例えば設備の近代化を図るといった) 施策を講じるのではなく、個々の企業のニーズに応じた形で支援することである。こうした経営の向上とは、およそ企業であれば当然自主的な努力に基づき行うべきものであるが、その中でもとくに経営の向上の程度が高く、国民経済に新しい価値を生み出す蓋然性の高い企業を重点的に支援する施策である³³)。

## 図表 中小企業基本法 (新法) における政策体系と関係主要法規

| 政策の柱                                    | 内容                                | 根拠法規   |  |  |
|---|-----------------------------------|--|--|--|
| I中小企業の                                  | ①経営の革新の促進(第12条)                   | 中小企業経営革新支援法 (1999年)  |  |  |
| 経営の革新及び創業の促進                            | ②創業の促進(第13条)                      | 新事業創出促進法(1998年), 産業活力再生特別<br>措置法(1999年)  |  |  |
|   | ③創造的な事業活動の促進(第14条)                | 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法 (1995年)   |  |  |
| Ⅱ 中小企業の<br>経営基盤の<br>強化                  | ①経営資源の確保(第15条)                    | 中小企業支援法  |  |  |
|   | ②交流又は連携及び共同化の推進<br>(第16条)         | 中小企業等協同組合法 (1949年), 中小企業団体<br>の組織に関する法律 (1957年), 商店街振興組合<br>法 (1962年)  |  |  |
|   | ③産業の集積の活性化(第17条)                  | 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法 (1997年)  |  |  |
|   | ④商業の集積の活性化(第18条)                  | 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等<br>の活性化の一体的推進に関する法律(1998年),<br>大規模小売店舗立地法(1998年),特定商業集積<br>の整備の促進に関する特別措置法(1991年),中<br>小企業流通業務効率促進法(1992年),中小小売<br>商業振興法(1973年) |  |  |
|   | ⑤労働に関する施策(第19条)                   | 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の<br>機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関す<br>る法律(1991年)   |  |  |
|   | ⑥取引の適正化(第20条)                     | 私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律<br>(1947年),下請代金支払遅延等防止法 (1956年)<br>下請中小企業振興法 (1970年)  |  |  |
|   | ⑦国等からの受注機会の増大<br>(第21条)           | 官公需についての中小企業者の受注の確保に関す<br>る法律 (1966年)  |  |  |
| Ⅲ 経済的社会<br>的環境の変化<br>への適応の円<br>滑化(第22条) |                                   | 民事再生法 (1999年),中小企業倒産防止共済法 (1977年),中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律 (1977年),小売商業調整特別措置法 (1959年)  |  |  |
| Ⅳ 資金の供給<br>の円滑化及び<br>自己資本の<br>充実        | ①資金の供給の円滑化(第23条)                  | 中小企業金融公庫法 (1953年), 国民生活金融公庫法 (1949年), 商工組合中央金庫法 (1936年), 中小企業信用保険法 (1950年), 信用保証協会法 (1953年), 中小企業総合事業団法 (1999年)  |  |  |
|   | ②企業資本の充実 (第24条)                   | 中小企業投資育成株式会社法 (1963年), 中小企業<br>等投資事業有限責任組合契約に関する法律 (1998年)   |  |  |
| V 小規模企業<br>への配慮<br>(第8条)                | (第8条)                             | 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に<br>関する法律(1993年),小規模企業者党設備導入資<br>金助成法(1956年),小規模企業共済法(1965年)  |  |  |
| VI 中小企業政<br>策審議会                        | (第26条, 第27条, 第28条, 第29条,<br>第30条) |  |  |  |

(資料年)中小企業診断協会 [2001年],および『中小企業白書』(2004年版)より筆者作成。

- ②「旧基本法」が制定されていた当時は、創業はいわば当然のことで「雨後の竹の子」のように行われ、中小企業は「過多」であるというのが中小企業を語る者のいわば共通の認識であった。ところが、日本経済の成熟化にともない廃業率が開業率を上回るという「開廃業率の逆転」が起こっている。こうした背景のもと、「創業の促進」とは、創業時の障害を取り除き、新しい創業を容易にする経済的社会的制度的環境の整備を行うとともに、創業を促進する政策のことである³4)。
- ③「創造的な事業活動」については、研究開発や新しい知識の創出による価値の創造が、とくに企業の価値を高める行為であると考えられるため、こうした創造的な事業活動を促進していくことが規定されている350。ベンチャー企業や研究開発型企業など創造的な事業活動を行う企業を政策的に重視しようというわけである。

#### (2) 中小企業の経営基盤の強化

中小企業は、自らが有する経営資源が少なく、加えて経営資源を確保する際にも困難をも伴う。そこで、「新基本法」では①中小企業の経営資源の補完を図るための施策を講ずるとともに、②中小企業が市場で活動する際に、その規模のために不当に不利な扱いを受けることのないよう公正な市場の確保に努めることを通じて中小企業の経営基盤の強化を図ることが必要であるとしている(補注)。

(補注) 具体的には、①中小企業が自らの力だけでは確保することが困難な設備, 技術、事業活動に有利な知識といった「経営資源の確保」、②相互に経営資源 を補完する場合には、その事業活動に意義を認め、政策を行うという「交流 又は連携及び共同化の推進」、③産業の集積は中小企業の連携を活性化する機 能を持つことから、産業の集積の活性化を促進させようという「産業集積の 活性化」、④商業の集積が集客効果があり、商業者の販売、サービスの機会が 増大することが期待されることから商業集積に対して中小企業政策の観点か ら施策を行うという商業の集積の活性化、⑤中小企業に雇用されている労働 者に対して労働関係の適正化および福祉の向上に対して配慮するという「労 働に関する施策」、⑥中小企業の取引の適正化を図り、中小企業が公平かつ公

<sup>33)</sup> 中小企業庁編「1990年], 27ページ。

<sup>34)</sup> 中小企業庁編「1990年], 27~28ページ。

<sup>35)</sup> 中小企業庁編「1990年], 28ページ。

正な事業環境で活動するための必要な施策を講じるという「取引の適正化」, ⑦中小企業の供給する物品,サービスに関する需要の増進を図り,中小企業 に対して官公需等の機会を確保すべく施策を講じようという「国等(行政・ 立法・司法の諸機関,公共事業体その他)からの受注機会の増大」である<sup>36)</sup>。

## (3) 経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

「旧基本法」は、画一的な中小企業像のもとに、通常時の中小企業の不利 是正を指向していた。一方、貿易構造の変化、大規模な天災、人災等、不測 の事態が発生した場合には、中小企業はこのような社会的経済的環境の激変 に対して、大きな影響を受け、事業活動に著しい支障が生じるおそれがある。 このような事態の発生により、多数の経営破綻の発生などは国民経済的に望 ましくない。「新基本法」では、「セイフティネット」(安全網)を設け非常 時における措置を講じるとしている<sup>37)</sup>。

## (4) 資金の供給の円滑化と自己資本の充実

「資金の供給の円滑化及び自己資本の充実」は、中小企業が事業活動を行う上で際、円滑な供給を図るための施策である。担保力、信用力の脆弱性から資金調達に困難を来たしている中小企業に対して、国および政府系機関が資金供給の円滑化を図ることや適正な資金供給に関わる指導といった施策である。加えて、借入(他人資本)だけでなく、中小企業が「自己資本」を充実させるためにも施策を講じるとしている38)。

<sup>36)</sup> 中小企業庁編「1990年], 28~29ページ。

<sup>37)</sup> 中小企業庁編「1990年], 29~31ページ。

<sup>38)</sup> 中小企業庁編 [1990年], 75~76ページ。

#### (5) 小規模企業への配慮

「旧基本法」では小規模企業の「従事者が他の企業の従事者と均衡する生活を営むことができるように」、社会政策的観点から施策を講じるとしていた(第23条)。ところが、「新基本法」では経済成長の結果、小規模企業の従事者の生活窮乏等への社会的側面からの施策の必要はなくなったとする。しかしながら、なお小規模企業と中小企業との間には経営資源の確保などにおいて、格差が依然として存在しているとし、施策を行うとしている。とはいえ、小規模企業対策を個別の施策として講じるのではなく、中小企業施策全般と関わって配慮するとしている390。

#### (6) 中小企業政策審議会

「新基本法」においても「旧基本法」をそのまま受け継ぎ,経済産業省に 中小企業政策審議会を置き,中小企業政策の施行に関する重要事項を調査・ 審議するとしている。

#### 5. 中小企業政策の決定過程

一般的に言って、誰(政策主体)が、何を目的として(何を対象として)、 誰のために、どのように意思決定をするかということ、すなわちポリシー・ メーキング(あるいはディシジョン・メーキング)が人々の関心の的となる。 他の政策においても同様であるといってよいが、中小企業政策においても、 立法府すなわち国権の最高機関である議会がこのポリシー・メーキングの担 当者すなわちポリシー・メーカーである。

ところが,福島久一教授も指摘するように,今日では諸政策はますます複雑になり,専門化してきている。そのため,議会は形式化・形骸化し,政策

<sup>39)</sup> 中小企業庁編「1990年], 51~52ページ。

策定から決定にいたるまでのプロセスは実質上,政党や行政・経済官僚に依存する(言い換えれば委ねられる)ことが多い。さらに,その政策は行政機関,具体的には政府(中央政府,地方政府)における省庁・担当部局(中小企業政策担当局)によって遂行される<sup>40)</sup>。

中小企業政策の場合でも、やはり解決すべき課題、対策とすべき問題が政策主体によって意識化され、政策が決定される過程においては、政府や議会ばかりでなく、政府関係審議機関や政党、圧力団体等々が政策決定機構をなしている<sup>41)(補注)</sup>。

(補注)「中小企業に対する政策はたえず政治問題化する傾向がある。政治家にとって、いまや農家数を上回る膨大な数の中小企業は、きわめて魅力ある『票田』である。保守、革新を問わず、各政党は絶えず中小企業を組織し、適宜、中小企業に対する政策をうち出し、中小企業をつなぎとめておこうとする」<sup>42</sup>。

ちなみに, 間苧谷努教授は中小企業政策の決定機構を国際比較の視点から イタリアについて分析している。

すなわち、「国家政策的立場から判断された国民経済全体の利害は、中小企業の利害と必ずしも一致せず、両者はしばしば対抗関係にあり、国家政策の立場と、中小企業者その他(例えば、政党・さまざまの立場にある中小企業研究者・中小企業政策担当者など)の立場とこの対抗関係の中で、二つの立場を調整、そのバランスする点に、中小企業政策の視点が決定することになる」とする。その過程で、「政策対象たる中小企業をめぐるさまざまな立場からの発言の可能性も存在し、したがって、国家政策が、経済全体としてみて中小企業はかくあるべきだと考えても、それがそのままのかたちで、中

<sup>40)</sup> 福島久一 [2002年], 17ページ。

<sup>41)</sup> 有田辰男「1992年], 66ページ。

<sup>42)</sup> 佐藤芳雄 [1977年], 50ページ。

小企業政策に登場しない可能性がある | ことを指摘している43)。

そして、「国家政策の基本方針は、原則的には国民が選挙によって選出した政府が中心となり、政策の立案過程(発議・〔諮問〕・議会での審議等)をへて、議会で立法化されることによって成立する。そして、この成立した政策の実行にあたって、中小企業の現実が矛盾として意識されるとき、中小企業政策が、ふたたび政府→議会の流れを経て登場する。「しかし、現実の中小企業政策が、最終的に登場するにいたるまでには」40さまざまな立場が、直接、間接にこの過程に関わりをもっている。

このようにして「中小企業政策の性格」が決定されるといってもよいであろう。つまり、その「中小企業政策の性格」が①中小企業(者)の立場(中小企業者による選挙での意思表明、中小企業者代表の政治への参加、中小企業者団体の発言)、②政党の方針(主張)、③中小企業研究者(経済学的研究、経営学的研究、社会学的研究、その他知識階級の立場からの中小企業評価)、④中小企業政策実行機関によって決定されると、間苧谷教授はみている<sup>45</sup>。

金額から言えば、日本の中小企業対策費関連予算は、当初予算で1,640億円(2007年度),1,761億円(2008年度),1,890億円(2009年度)であるが、その他、政策の決定過程において、多かれ少なかれこのことは今日の日本でも妥当すると考えてよいだろう。

## 6. 中小企業政策の実施機関

中小企業政策は、実際にはどのような機関が担っているのだろうか。以下、中小企業庁『中小企業施策のあらまし』(平成22年版)、によりながら、簡単にみておこう。

<sup>43)</sup> 間苧谷 努 [1970年], 180~181ページ。

<sup>44)</sup> 間苧谷 努「1970年], 180ページ。

<sup>45)</sup> 間苧谷 努「1970年], 184~186ページ。

## ①政策の実施機関

政策の実施機関には行政機関と民間関係団体がある。行政機関としては、 まず中小企業政策実施主体として中小企業庁が経済産業省の外局として存在 している。

また,経済産業省の出先機関として全国8地区の経済産業局があり(沖縄には沖縄総合事務局が置かれ),それぞれに中小企業課や中小企業支援室等があって中小企業政策のその地方での施策に当っている。中小企業の人材,技術,情報,伝統工芸品,新規事業などに関してそれぞれの担当部署が担当している。

さらに,各都道府県には商工課または産業政策課といった部署(課)が置かれ、中小企業行政の窓口として実際的事務を行っている。

加えて、全国各地に公設の技術センターや開発センター等が設けられ、中 小企業の製品や製造技術についての実証や性能評価およびその他技術指導に 当っている。

## ②中小企業施策と関係の深い各省庁

中小企業施策と関係の深い省庁として,税制・金融面では財務省,労働問題・社会保険・社会保障・福利厚生関係では労働厚生省,労働者住宅・都市問題・運輸業に関しては国土交通省がある。食品工業等の所管官庁としては農林水産省があり,工業技術全般に関して経済産業省の付属機関である工業技術院・国立研究所等が置かれている。

## ③中小企業支援機関

このほか、中小企業支援機関として、中小企業基盤整備機構や都道府県等 中小企業支援センター、中小企業再生支援協議会といった公的機関また民間 団体がある。

## ④中小企業関係金融機関

中小企業関係金融機関としては、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、

沖縄振興開発金融公庫、信用保証協会、中小企業投資育成会社、その他民間 金融機関がある。

#### ⑤中小企業関係団体

この他に、中小企業関係団体として、商工会議所、商工会、中小企業団体 中央会, 商店街振興組合, 中小企業異業種交流財団, 中小企業診断協会. 中 小企業研究センター、中小企業情報化促進協会等がある。

このように様々な政府機関や民間機関によって、中小企業政策は実施され、 あるいはこのような機関が中小企業政策と関わっている。

#### すび む

以上、本稿では、とくには日本の中小企業政策を取り上げ、考察を試みた。 中小企業政策が公共政策の1つであることを示した上で、他の諸政策とど のように関連するのか、まず検討した。

政策を立案し(ポリシー・メーキング)、実施する過程で重要なのは基本 理念である。日本においては、「旧基本法」において中小企業政策の理念が 明確化された。ところで、この基本理念は、一定ではなかった。実際、「旧 基本法 における「格差是正」を図るといった政策理念から、1999年に大幅 に改正された「新基本法」における「多様で活力ある独立した中小企業の育 成・発展 | を図るという理念へと政策基本理念は変更された。中小企業を 「日本経済のダイナミズムの源泉 | とみようというのである。

さらに、こうした理念に基づいて、中小企業政策が体系化される。小稿で は、「旧基本法 | から「新基本法 | へ中小企業政策体系が変更され、政策の 内容も経済構造の変化や産業構造の変化を映して変化がみられたことを確認 した。とはいえ、具体的施策の内容は、「旧基本法 | 時代と変わらない内容 が散見されるように思われる。

日本の中小企業政策はじつにきめ細かく、「至れり尽くせり」といわれるほどに複雑に入り込むようになっており、中には過保護と表される施策も少なくはない<sup>40</sup>。「中小企業者はそもそも自らの努力によって経営の向上を図るべき存在」である(「新基本法」第7条)として、中小企業自身の自主的な努力が建前になっているとはいえ、保護主義的な色彩も依然強くなっている。これについては、中小企業が膨大な社会的階層を形成しているので、その政治経済的要請・施策の要求はおびただしくあり、現実の施策は、多様で多面的なものとなって、個別の施策面の不斉合性、個々の施策の不十分性、キメの細かさでもある「総花性」を背負うことになったと、例えば大林弘道教授は指摘したが<sup>47</sup>、今日においてもこのことは十分当てはまっていると考えてよいであろう。

そうは言っても、中小企業政策が不必要というのではない。2010年6月に 閣議決定された「中小企業憲章」では、「政府が中核となり、国の総力を挙 げて、中小企業の持つ個性や可能性を存分に伸ばし、自立する中小企業を励 まし、困っている中小企業を支え、そして、どんな問題も中小企業の立場で 考えていく」としている。しかし、今後、財政的にも厳しくなっていく中、 実施した政策を十分評価し、その上で真に必要と思われる公共政策として、 中小企業政策を立案し、実施していかなければならないであろう。

# 引用・参考文献

#### 1. 和文

- [1] 有田辰男 [1992年],「政策的研究」,中小企業事業団中小企業研究所編『日本の中小企業研究』(第一巻〈成果と課題〉),所収。
- [2] 有田辰男「1997 年」、『中小企業論 ── 歴史・理論・政策 ── 』、新評論。
- [3]上野 紘 [1998年],「中小企業政策の課題」,藤田敬三·竹内正巳編『中小企業論』(第4版),有斐閣,第14章所収。

<sup>46)</sup> 有田辰男 [1997年], 106ページ。

<sup>47)</sup> 大林弘道 [1996年], 266ページ。

- [4] 大林弘道 [1996年],「中小企業と産業政策・社会政策」,佐藤芳雄・巽 信晴編『新中小企業論を学ぶ』(新版),第16章所収。
- [5] 加藤誠一 [1977年],「中小企業政策の体系と展開」,加藤誠一・水野 武・小 林靖雄編『経済政策と中小企業』、同友館、第1章所収。
- [6] 川上義明 [1993年],『現代日本の中小企業 構造とビヘイビア 』, 税務 経理協会。
- [7] 北村 保 [1963年],「中小企業の近代化について」, 久保田正英編『中小企業 基本法 — その背景と問題点 — 』, 中小企業 PR センター, 所収。
- [8] 清成忠男 [1996年],「中小企業問題と中小企業政策」,清成忠雄・田中利見・ 港 徹雄『中小企業論』,有斐閣、第5章所収。
- [9]清成忠男「2009年],『日本中小企業政策史』,有斐閣。
- [10] 黒瀬直宏 [2006年], 『中小企業政策』, 日本経済評論社。
- [11] 佐藤芳雄 [1977年],「独占禁止法と中小企業」,加藤誠一·水野 武·小林靖雄編『経済政策と中小企業』,同友館,第2章所収。
- [12] 佐藤芳雄 [1977年],「独禁法・分野調整法と中小企業政策」,『経済評論』,26 巻6号。
- [13] 高田亮爾 [2009],「現代中小企業政策と課題(特集:平成20年度日本学術振興会委託調査研究 日本の中小企業政策[変遷,現状,今後の課題]第2回)」, 『商工金融』,7月号。
- [14] 高田亮爾 [2009 年],「中小企業政策の歴史と課題(1)」『流通科学大学論集 [流通・経営編]』,第 22 巻第 1 号。
- [15] 高田亮爾 [2010 年],「中小企業政策の歴史と課題(2)」『流通科学大学論集 [流通・経営編]』,第 22 巻第 2 号。
- [16] 瀧澤菊太郎 [1964年],「中小企業政策の役割と限界」,山中篤太郎・豊崎 稔 監修『現代経済政策と構造問題』(経済政策講座),有斐閣,第Ⅱ部第3章所収。
- [17] 日本中小企業学会編 [2001年],『中小企業政策の「大転換」』,同友館。
- [18] 中小企業基盤整備機構編 [2007 年],『ASEAN 諸国および日本における中小企業施策』、中小企業基盤整備機構。
- [19] 中小企業診断協会編 [2001年], 『中小企業施策の手引』, 同友館。
- [20] 中小企業庁編 [1964年],『中小企業施策のあらまし』,中小企業調査協会。
- [21] 中小企業庁編 [1972 年], 『70 年代の中小企業像 中小企業政策審議会意見 具申の内容と解説 — 』, 通商産業調査会。
- [22] 中小企業庁編 [1980 年] 『中小企業の再発見 —— 80 年代中小企業ビジョン —— 』, 通商産業調査会。
- [23] 中小企業庁編 [1990年],『新中小企業基本法 改正の概要と逐条解説 』, 同方館。
- [24] 寺岡 寛 [1990年], 『アメリカの中小企業政策』, 信山社。
- [25] 寺岡 寛 [1997年], 『日本の中小企業政策』, 有斐閣。
- [26] 寺岡寛 [2004年],「比較中小企業政策論の方法論をめぐって」,『中京企業研究』,第 26 号。
- [27] 福島久一 [2002 年],「中小企業政策の国際比較 分析方法と比較基準をめ ぐって — 」、福島久一編『中小企業政策の国際比較』、新評論。
- [28] 間苧谷 努 [1970年], 『中小企業政策論 イタリアにおける中小企業の現

実と政策的対応 --- 』, 日本評論社。

- [29] 三井逸友 [1995年]、『EU欧州連合と中小企業政策』、白桃書房。
- [30] 三井逸友 [2000年], 21世紀を迎える EU 中小企業政策の新段階」,『国民生活金融公庫調査季報』,第55号。
- [31] 三井逸友 [2007], 「21 世紀の EU 中小企業政策の意味するもの」, 『中小企業 季報』, 第 141 号。
- [32] 安田武彦 [2008 年],「中小企業基本法の改正と施策体系の変化についての一 試論」,『中小企業季報』, No.3。
- [33] 渡辺俊三 [2010年],『イギリスの中小企業政策 保守党と労働党の中小企業政策の変遷 』,同友館。

#### 2. 英文

- [1] Deane Carson [1973], *The Vital Majority: Small Business in the American Economy*, U.S. Small Business Administration. 商工組合中央金庫調査部訳『ザ・バイタルマジョリティ――米国の中小企業――』, 商工組合中央金庫, 1978 年。
- [2] European Community [2008], *The Observatory of European SMEs* (Summary and Analytical Report), European Communities. 中小企業総合研究機構訳『ヨーロッパ中小企業白書 2009 中小企業の概況と政策の体系 』同友館, 2010 年。
- [3] Schumacher, E. F. [1973], Small is Beautiful: A Study of Economics as if People Mattered, Abcus Books. 小島慶三・酒井懋訳『スモール・イズ・ビューティフル 人間中心の経済学 』, 講談社, 1986 年。
- [4] Small Business Administration [2009], *The Small Business Economy: A Report to the President*, 2008, 2009, United States Government Printing Office. 中小企業総合研究機構訳『アメリカ中小企業白書 2008・2009』, 同友館, 2009 年。

## 付表 事業所数の推移

| 年    | 全事業所数(%)          | うち中小事業所数(%)      | 年    | 全事業所数(%)          | うち中小事業所数 (%)     |
|------|-------------------|------------------|------|-------------------|------------------|
| 1960 | 3,561,695 (100)   | 3,546,499 (99.6) | 1989 | 6,662,246 (100)   | 6,571,942 (99.2) |
| 1963 | 3,900,178 (100)   | 3,886,335 (99.6) | 1992 | 6,541,741 (100)   | 6,488,880 (99.1) |
| 1966 | 4,230,738 (100)   | 4,209,935 (99.5) | 1994 | 6,531,980 (100)   | 6,469,167 (99.1) |
| 1969 | 4,650,495 (100)   | 4,624,429 (99.4) | 1996 | 6,502,924 (100)   | 6,433,557 (98.9) |
| 1972 | 5, 113, 723 (100) | 5,083,270 (99.4) | 1999 | 6, 184, 829 (100) | 6,141,042 (99.3) |
| 1975 | 5, 389, 300 (100) | 5,358,012 (99.4) | 2001 | 6,119,061 (100)   | 6,071,654 (99.2) |
| 1978 | 5, 849, 321 (100) | 5,814,882 (99.4) | 2004 | 5, 709, 974 (100) | 5,664,367 (99.2) |
| 1981 | 6, 269, 071 (100) | 6,229,572 (99.4) | 2006 | 5, 702, 781 (100) | 5,652,091 (99.1) |
| 1986 | 6, 494, 341 (100) | 6,448,123 (99.3) |      |                   |                  |

(原資料) 事業所統計。

(資料)『中小企業白書』(各年版),付表より作成。